

平成11年12月24日 公布
平成12年3月29日 条例第9号
(使用料及び手数料徴収条例附則第4項による改正)
平成13年3月29日 条例第1号
平成14年3月27日 条例第27号
(宮崎県議会情報公開条例附則第3項による改正)
平成16年3月26日 条例第1号
平成16年3月26日 条例第32号
(宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例附則第4項による改正)
平成16年12月27日 条例第51号
(労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第1条第1項第3号による改正)
平成17年3月29日 条例第1号
平成18年3月29日 条例第2号
平成19年7月4日 条例第35号
平成23年7月6日 条例第23号
平成27年3月20日 条例第1号
平成28年3月23日 条例第16号
平成29年3月29日 条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
 - 第2章 公文書の開示(第5条―第16条)
 - 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等(第16条の2―第18条)
 - 第2節 宮崎県公文書開示審査会(第19条―第22条)
 - 第4章 情報公開の総合的な推進(第23条―第24条の3)
 - 第5章 雑則(第25条―第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかに

するとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 県立図書館その他一般に利用できる施設で閲覧等に供されているもの
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げ

る事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、
代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報(エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。)であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

エ 当該個人が県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報

が県、県が設立した地方独立行政法人又は公社の支出に係る情報であるときは、当該情報（公務員等職務遂行情報を除く。）のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（次号において「法人等情報」という。）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該法人等又は当該個人が県との契約の相手方である場合において、当該情報が県の支出に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該法人等又は当該個人の名称又は氏名、事務所等の所在地又は住所及び当該支出の内容並びに法人等にあつては、その代表者の氏名に係る部分

- (4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、前号ア又はイに掲げる情報を除く。

- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるものに該当するもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認め

られるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの

カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった日に当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、同日に当該公文書の開示を実施するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定

により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

- 4 第1項の規定は、開示請求に係る公文書が宮崎県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他宮崎県議会議長(以下この項において「議長」という。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあつた日に、議長に対し、宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第5条の規定による公文書の開示の請求があつたものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第17条第3項第3号及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ア若しくはイに掲げる情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第17条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令等による開示の実施との調整)

第15条 実施機関は、法令等又は規則その他の規程の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等又は規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の検索資料の作成)

第16条 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)

第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第16条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

(1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し

(2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあつては、当該反論書の写し

(3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあつては、当該意見書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 諮問庁は、宮崎県公文書開示審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 宮崎県公文書開示審査会

(設置等)

第19条 第17条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、宮崎県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、情報公開の運営に関する重要事項について、実施機関の求めに応じて意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第21条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第21条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第21条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第21条の5 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第21条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第21条の6 審査会の行う第19条第1項の審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第21条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(知事への委任)

第22条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第23条 県は、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第24条 県は、効果的な情報提供を実施するため、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供の施策の充実に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県が設立した地方独立行政及び公社を除く。）であって実施機関（県が設立した地方独立行政及び公社を除く。次項において同じ。）が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、当該出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第24条の3 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

第5章 雑則

（費用負担）

第25条 開示請求をして、公文書の写しの交付（第14条本文の実施機関が定める方法を含む。）を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示等の状況の公表）

第26条 知事は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示等の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（適用除外）

第26条の2 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は適用しない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第28条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の条例第19条第1項に規定する審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第20条第3項の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第12条第5項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎県情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、平成14年4月1日以後に当該公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（宮崎県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第5条第1項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の情報公開条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、第1条の規定による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。

- 3 この条例の施行の際、改正前の情報公開条例第5条第2項の規定により現にされている開示の申出のうち、実施機関がその申出に応じていないものについては、改正後の情報公開条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の情報公開条例の規定を適用する。

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 （省略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定により知事に対してなされた開示の請求のうち施行日以後この条例による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）が改正後の条例第10条第1項又は第2項の規定により決定することとなる開示の請求に係るものについては、改正後の条例第5条の規定により病院事業管理者に対してなされた開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第5条の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、改正後の条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為であって、施行日以後にこの条例による改正後の宮崎県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項に規定する県が設立した地方独立行政法人（以下「当該法人」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為であって、施行日以後に当該法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により当該法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。